

今夏は「感染症」と「熱中症」に注意しましょう ～高温に関する情報の活用～



北海道は全国でも涼しいところですが、8月の日中はかなりの高温となることがあります。今年は、これまでとは異なる生活環境下で夏を迎えることとなりますので、熱中症にも例年以上に気を付けなければなりません。十分な新型コロナウイルス感染症の対策を行いながら、熱中症予防にもこれまで以上に心がけるようにしましょう。

熱中症は、「夏日」の基準である最高気温25℃くらいから現れはじめ、「真夏日」の基準である最高気温30℃あたりから大きく増え始めます。また熱中症の発生は、気温だけでなく湿度や風速、汗のかきやすい環境も関係しますので、屋外だけでなく風通しの悪い工事現場、体育館、それから家庭の浴室などは要注意です。

マスクを着用して外出する場合には、暑さの中での作業や運動を避け、のどが渇いていなくても、こまめな水分補給や、汗を多くかいた時の塩分補給が必要です。熱中症のリスクに応じて、例えば屋外で人と十分な距離が確保できている場合には、マスクを外すようにしましょう。また、暑さを感じにくいお年寄りや、自分で体調管理ができない乳幼児のいるご家庭などは室内では換気を十分にし、風通しの良い涼しい環境を作ること也很重要です。

気象台では、予想に応じて熱中症対策に関する気象情報を段階的に発表しています。向こう1週間で最高気温が33℃以上になると予想する場合には「高温に関する気象情報」、翌日の最高気温が北海道全体で広く33℃以上となる場合には「北海道地方高温注意情報」、石狩・空知・後志地方で当日の最高気温が33℃以上の場合には「石狩・空知・後志地方高温注意情報」、の3つの情報を発表していますので、これらの情報を活用して、事前に熱中症への対策をとっていただきたいと思います。

また、気象庁ホームページでは熱中症に関する情報を集めたページ「熱中症から身を守るために」を掲載しています。ぜひご覧ください。

問い合わせ先 札幌管区気象台

天気相談所（電話：011-6611-0170）



気象庁
熱中症から身を守るために



厚生労働省
熱中症予防行動のポイント

登記・相続に関するQ&A

◆「土地の使用用途が変わった場合、登記はどうするの？」

Q 土地の使用用途が変わった場合、登記はどうするの？

A 土地の現況または利用目的が自然的に変わってしまった、人為的に変更した等、登記されている地目以外の地目となった場合、登記記録上の地目を現況の地目に符合させる登記が必要になります。

自然的に変わってしまった場合として、登記記録上は畑となっている土地が耕作放棄等により原野となった時には、畑から原野への地目変更登記が必要となります。人為的変更としては、登記記録が宅地以外となっている土地に、住宅を建てた場合には、宅地への地目変更登記が必要となります。

地目変更登記は、不動産登記法で定められている地目の内で、土地の現況及び利用目的に重点を置き、土地全体の状況を観察して判断し、地目を決定します。

1筆の土地に2種類以上の地目は認められません。

皆様の大切な不動産の登記状況を把握し、地目変更の原因・日付を調査し、皆様の代理人となり法務局に登記を申請できる専門家は土地家屋調査士だけです。

土地の地目変更かも？と思ったらお近くの土地家屋調査士又は札幌土地家屋調査士会にご相談してください。

■お問合せ先 札幌法務局滝川支局 0125-23-2330
(ホームページ) <http://houmukyoku.moj.go.jp/sapporo>
札幌土地家屋調査士会 011-271-4593
(ホームページ) <http://www.saccho.com/>

不要な「ありがとう札沼線」缶バッジは、役場へ寄付をお願いします！

児童扶養手当の受給者は現況届の手続きを忘れずに！

児童扶養手当の受給者は、毎年8月に児童の扶養・監護等の状況を確認するために現況届を提出しなければなりません。

現況届は引き続き手当を受けられるかどうかを審査するための届出です。

提出がないと11月分以降の手当が受けられなくなりますので、受給者は必ず提出してください。

○必要なもの～手当証書・印鑑

その他必要に応じて提出していただく場合があります。

なお、現在手当を受給されている方には、役場から通知文等を送付いたします。

詳しいことは、役場くらし応援課住民係までお問い合わせください。

電話68-2112（くらし応援課直通）

特別児童扶養手当の受給者は所得状況届の手続きを忘れずに！

特別児童扶養手当の受給者は、毎年8月に児童の扶養・監護等の状況を確認するために所得状況届を提出しなければなりません。

所得状況届は引き続き手当を受けられるかどうかを審査するための届出です。

提出がないと8月分以降の手当が受けられなくなりますので、受給者は必ず提出してください。

○必要なもの～手当証書・印鑑

その他必要に応じて提出していただく場合があります。

なお、現在手当を受給されている方には、役場から通知文等を送付いたします。

詳しいことは、役場くらし応援課住民係までお問い合わせください。

電話68-2112（くらし応援課直通）

「子どもの人権110番」強化週間のお知らせ

法務局では、子どもの人権についての専用相談電話「子どもの人権110番」を設置しています。いじめや虐待など子どもの人権に関する悩みをご相談ください。

また、令和2年8月28日（金）から同年9月3日（木）までは、「全国一斉『子どもの人権110番』強化週間」です。期間中は、平日の受付時間を延長して、土日も対応します。

子どもの 人権110番	0120-007-110	ぜろぜろなな の ひゃくとおばん
（全国共通・通話料無料）		

◆受付時間 平日：午前8時30分～午後5時15分
（年末年始を除く）

●強化期間中の受付時間
8月28日～9月3日の平日：午前8時30分～午後7時
8月29日（土）、8月30日（日）：午前10時～午後5時

買物は町内商店で買しましょう!!